

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで

私は、両親から国民年金に加入していると言われていた。私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行っており、申立期間が未加入となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は 100 円と聞かされていたと述べており、国民年金被保険者台帳管理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 3 月以降に払い出されたことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該国民年金被保険者台帳管理簿において一度申立人に付番されたことが確認できるものの、払出し後に取り消されたことが確認できるが、当該取消時期は記録されておらず、当該記号番号が取り消される前に国民年金手帳が発行されていたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金の強制加入被保険者であり、国民年金手帳記号番号が取り消される合理的な理由が見当たらないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間は 13 か月と短期間である上、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の兄夫婦は、申立期間を含め国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 1192

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額と相違しているため、実際の給与額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 事業所における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A 社 B 事業所における私の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 53 年 3 月 31 日となっているが、私は、同社同事業所に同年 3 月 31 日まで勤務し、同年 4 月 1 日に同社 C 事業所に異動した。

申立期間②について、A 社 C 事業所における私の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 54 年 3 月 31 日となっているが、私は同社同事業所に同年 3 月 31 日まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社から提出された給料台帳及び在職証明書並びに申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和 53 年 4 月 1 日に A 社 B 事業所から同社 C 事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給料台帳の厚生年金保険料控除額から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和 53 年 3 月 31 日と届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A 社から提出された給料台帳及び在職証明書並びに申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 54 年 3 月 31 日に同社 C 事業所を退職したことが確認できる。

しかしながら、当該給料台帳によれば、申立人は、昭和 54 年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

A社B事業所における私の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和54年3月31日となっているが、私は同社同事業所に同年3月31日まで勤務し、同年4月1日に同社C事業所に異動したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳及び在職証明書並びに申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和54年4月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料台帳の厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和54年3月31日と届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 6 月 12 日から同年 10 月 10 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 12 日から 42 年 12 月 28 日まで

申立期間については、脱退手当金の支給により厚生年金保険の加入記録が抹消されていると知ったが、私は、これまで脱退手当金という制度があったことを知らなかったし、支給記録のある時期にお金をもらった記憶も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前に勤務した事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人は、同事業所について、「未請求期間に勤務していたA社は、高校の紹介で就職した最初の会社である。厚生年金保険への加入については、採用面接の際に説明されたほか、入社後に健康保険証を受け取った際にも厚生年金保険とセットのものだと明確に認識していた。」と述べており、これを失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和44年1月24日に支給決定されたこととなっている上、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格を申立人の前後2年以内に喪失して、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の者が、「退職時に会社から脱退手当金制度の説明は無く、会社が代理で手続するようなことも無かった。退職後に脱退手当金制度について知り、社会保

険事務所（当時）へ行って自分で請求手続した。」と述べていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 39 年 1 月 30 日まで
年金の裁定請求手続をした時、初めて、申立期間について、脱退手当金の支給により厚生年金保険の加入記録が抹消されていると知ったが、私は、A社を退職した際、脱退手当金をもらった記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前に勤務した事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人は、同事業所について、「入社後、何か月かの間は厚生年金保険に加入させてもらえず、自分の後に中途採用された者が加入させてもらった折に、自分の兄が会社に掛け合っようやく加入させてもらった。」と述べており、これを失念するとは考え難い上、脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と 245 円相違しており、その原因は不明である。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録のある女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、資格喪失時において脱退手当金の受給要件を満たしている者は、申立人を含めて4人であるが、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみとなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」のはがきが届き、申立期間については、脱退手当金を支給済みとされていた。

しかし、私は、A社を退職した際、脱退手当金をもらった記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前に勤務した事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人は、同事業所について、「中学校を卒業した後の初めての就職先につき、学校からは福利厚生のしっかりした会社であると説明を受けており、会社からも、入社前に同様の説明を受けていたので、厚生年金保険に加入している意識はあった。」と述べており、これを失念するとは考え難い。

また、申立事業所において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚が、「退職する時に、会社から脱退手当金について説明は無かった。その後、公共職業安定所で脱退手当金についての説明を受け、しばらく働かないと考えて支給を申請した。」と述べていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、「母の要請で申立事業所を退職して帰郷したが、すぐに公共職業安定所にバスで通い、再就職先を探していた。」と述べていると

ころ、オンライン記録によれば、申立人は、脱退手当金の支給決定がなされた昭和 40 年 12 月 27 日から約 4 か月後の 41 年 4 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人は、申立事業所の退職時に脱退手当金を請求する意思を有していなかったものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福島国民年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月

私は、平成17年3月末に会社を辞め、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、1か月分の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、今まで、家にはがきが届いた場合には納付しているので、たった1回、平成17年3月の分だけが未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成17年5月25日に社会保険事務所（当時）において、申立期間に係る「勸奨関連対象者一覧」が作成され、同年7月15日に納付書が作成されていることが確認できるものの、申立人は、国民年金保険料の納付場所、納付金額及び納付時期等の納付に関する記憶が定かではなく、納付状況が不明であり、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年3月まで

私は、20歳の頃に母と一緒に市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を郵便局で納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に国民年金の加入手続きを行ったと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間の国民年金被保険者資格に係る記録は、平成11年8月30日に追加処理されていることが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、納付金額についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が自らと一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の母は、申立人の国民年金保険料の納付について記憶していない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月まで
私は、父から、「20 歳になった時から、国民年金保険料を納付している。」と聞いているので、申立期間の未納の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の記録から、昭和 50 年 3 月頃に払い出されたものと推認できることから、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 38 年 3 月 30 日から 42 年 6 月 30 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の記憶から、具体的な勤務期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和 41 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人と同様に、当時の被保険者全員が同日又は同日より前に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、複数の同僚に照会しても、記憶が定かではないとしており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 8 日から 42 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 8 月に A 事業所と同じフロアにあった B 事業所に採用され、申立期間も継続して B 事業所に勤務していたにもかかわらず、同年 8 月 7 日から 41 年 10 月 8 日まで A 事業所において厚生年金保険被保険者となっているだけで、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落している。

勤務していたのは確かなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所の承継事業所である A 事業所から提出された B 事業所の申立人の採用通知、A 事業所が発行した「二十年のあゆみ」、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、B 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同時期に A 事業所において被保険者資格を喪失した複数の同僚は、「申立期間前は、B 事業所及び C 事業所に勤務していた従業員は、A 事業所において厚生年金保険被保険者となっていたが、社会保険事務所（当時）の指導により、昭和 41 年 10 月頃に被保険者資格を喪失させられた。申立期間当時、B 事業所及び C 事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、これら 2 事業所に勤務していた従業員は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と述べているところ、オンライン記録によれば、B 事業所及び C 事業所は、昭和 42 年 8 月 9 日に適用事業所となったことが確認できる。

また、A 事業所では、「申立人は、申立期間には B 事業所に勤務しており、

当事業所では、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。申立期間直後に、申立人は、当事業所勤務となり、申立人を厚生年金保険に加入させた。」としている。

さらに、A事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」に記載された申立人の資格喪失日（昭和41年10月8日）及び資格取得日（昭和42年6月1日）は、オンライン記録及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 19 日から 48 年 7 月 21 日まで
私は、平成 21 年に届いた「ねんきん定期便」を見て、初めて、申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっていることを知ったが、申立事業所を結婚退職した際に脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 9 月 11 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から 35 年 6 月 11 日まで

私は、平成 22 年 7 月頃に初めて、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知ったが、昭和 35 年 6 月に申立事業所を退職した際に脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 6 月 11 日の前後 2 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者で脱退手当金の受給要件を満たす 7 人の支給記録を調査したところ、申立人を含め脱退手当金の支給記録がある 4 人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月以内に支給決定されており、申立人と同月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者については、申立人と同日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できるほか、複数の同僚は、「退職時に担当者から脱退手当金の説明を受けた。」旨を述べている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「出産のために退職する際に、脱退手当金の説明を受け、申立事業所を通じて受給した。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 9 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給

できなかったのであるから、申立事業所を退職後、自営業に従事することとなった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。